

## (4) 県単独河川事業

### ・ 県単河川局部改良事業

補助事業の採択基準に合わない局部的な改良や、老朽化護岸等の改築、土砂堆積等により治水機能が著しく低下している箇所への河床掘削を行っています。



#### 国近川（松前町）

護岸工などに間伐材を積極的に使用しています。

#### 薬師谷川（宇和島市）

空石積工を採用し、生物の生息環境等に配慮しています。



#### 不老川（愛南町）

既設護岸の有効利用し、事業コストの縮減を図っています。

## ・治水対策協働モデル事業

平成16年の度重なる出水により、東予東部地方の河川では大量の土砂が堆積しました。県民の安全・安心のため、全国に先駆けたモデル事業として、民間活力を導入した効率的な河床掘削を進めています。

### 平成17年度、18年度において約12万m<sup>3</sup>の堆積土砂を撤去

関川(四国中央市)、国領川(新居浜市)、加茂川(西条市)、中山川(同)、大明神川(同)



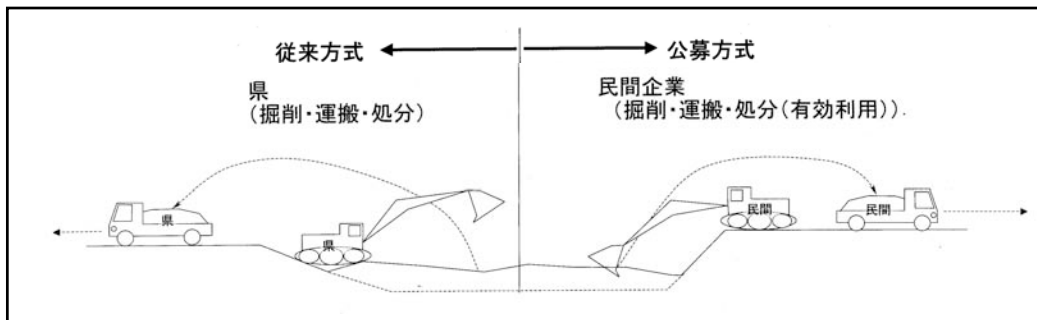
○早期の治水効果

○土砂撤去費の削減

○土砂の有効利用

## ・実施状況

コンクリート用骨材など、土砂の有効利用が見込まれる箇所について、河床掘削の代行工事を条件として、土砂の採取を希望する民間企業を公募します。



堆積状況



掘削状況



撤去完了



県は、掘削箇所の雑草の除去や利用できない部分の掘削を行い、協働事業者への支援を行っています。

堆積状況



除草状況



除草完了

